

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「物品」とは、本学が所有する動産のうち現金、有価証券及び国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）第3条に規定する不動産以外のもの並びに本学が供用のために保管する動産をいう。</p> <p>(2) 「取得」とは、購入、製造、寄附等により新たに物品を所有することをいう。</p> <p>(3) 「保管」とは、物品の現状を維持することをいう。</p> <p>(4) 「供用」とは、物品をその用途に応じて本学において使用することをいう。</p> <p>(5) 「処分」とは、物品を譲渡、廃棄等により本学の管理から離すことをいう。</p> <p>(6) 「所属長」とは、事務局にあつては、<u>各課長及び監査室長</u>、学系にあつては、各分野の主任、<u>各施設・センターにあつては、各施設・センターの長</u>、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「物品」とは、本学が所有する動産のうち現金、有価証券及び国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）第3条に規定する不動産以外のもの並びに本学が供用のために保管する動産をいう。</p> <p>(2) 「取得」とは、購入、製造、寄附等により新たに物品を所有することをいう。</p> <p>(3) 「保管」とは、物品の現状を維持することをいう。</p> <p>(4) 「供用」とは、物品をその用途に応じて本学において使用することをいう。</p> <p>(5) 「処分」とは、物品を譲渡、廃棄等により本学の管理から離すことをいう。</p> <p>(6) 「所属長」とは、事務局にあつては、<u>各課長</u>、学系にあつては、各分野の主任各施設・センターの長、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。</p> <p>[省略]</p>